

○農林水産省令第 号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第六十三条、第百七十六条第一項、第百七十七条第一項、第百七十九条第二項から第四項まで及び第百八十二条第三項第二号の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野村 哲郎

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(責任準備金の積立て) 第二十九条 (略) 2・3 (略) 4 全国連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、農業経営収入保険に係る法第六十三条の規定による責任準備金として、保険期間が翌事業年度にわたる農業経営収入保険に係る保険関係について、当該事業年度の保険料の合計金額から政府に支払う再保険料の額を差し引いて得た金額を積み立てなければならない。 (青色申告書等の提出期間等) 第七十五条 法第七十六条第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間とする。ただし、第四項ただし書の規定により百分の九十に満たない割合を上限とする割合のうちから申し出ることとなる者にあつては、同項の表の上欄に掲げる保険期間の開始の日の属する年の前年までの期間とする。 2 法第七十六条第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。 3 (略) 4 法第七十九条第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の九十、百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十のうち保険資格者が申し出たものとする。ただし、青色申告書を提出する期間が保険期間の開始の日の属する年の前年（法人にあつては、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度。以下同じ。）までの五年間に満たない保険資格者にあつては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの次の表の上欄に掲げる期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合のうち当	(責任準備金の積立て) 第二十九条 (略) 2・3 (略) 4 全国連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、農業経営収入保険に係る法第六十三条の規定による責任準備金として、保険期間が翌事業年度にわたる農業経営収入保険に係る保険関係について、当該事業年度の保険料の合計金額から政府に支払う再保険料の額及び法第七十五条第二項第二号の資金の貸付けの額（特約補填金に係る部分の額を除く。）の合計金額を差し引いて得た金額を積み立てなければならない。 (青色申告書等の提出期間等) 第七十五条 法第七十六条第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、法第七十七条第一項の規定による申込みの日（以下この章において「申込日」という。）の属する年の前年までの四年間とする。ただし、第四項ただし書の規定により百分の八十に満たない割合を上限とする割合のうちから申し出ることとなる者にあつては、同項の表の上欄に掲げる申込日の属する年の前年までの期間とする。 2 法第七十六条第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、申込日の属する事業年度の前事業年度までの四年間とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。 3 (略) 4 法第七十九条第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十、百分の七十、百分の六十又は百分の五十のうち保険資格者が申し出たものとする。ただし、青色申告書を提出する期間が申込日の属する年の前年（法人にあつては、申込日の属する事業年度の前事業年度。以下この項において同じ。）までの四年間に満たない保険資格者にあつては、申込日の属する年の前年までの次の表の上欄に掲げる期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合のうち当該保険資格者が申し出た割合とする。

該保険資格者が申し出た割合とする。

期間	割合
四年間	百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十
三年間	百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十
二年間	百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十
一年間	百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十

5（略）

9 保険資格者は、第百八十七条第一項の規定により算定される保険期間中の農業収入金額が第四項の規定により保険資格者が申し出た次の表の上欄に掲げる割合の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額のうち保険資格者が選択した金額を下回る場合は、その選択した金額を保険期間中の農業収入金額とする旨の申出をすることができる。

申し出た割合	金額
百分の九十、百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八又は百分の七十五	基準収入金額に百分の七十、百分の六十又は百分の五十を乗じて得た金額
百分の七十又は百分の六十五	基準収入金額に百分の六十又は

期間

割合

三年間

百分の七十八、百分の七十、百分の六十又は百分の五十

二年間

百分の七十五、百分の七十、百分の六十又は百分の五十

一年間

百分の七十、百分の六十又は百分の五十

（新設）

（新設）

5（略）

9 保険資格者は、第百八十七条第一項の規定により算定される保険期間中の農業収入金額が第四項の規定により保険資格者が申し出た次の表の上欄に掲げる割合の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額のうち保険資格者が選択した金額を下回る場合は、その選択した金額を保険期間中の農業収入金額とする旨の申出をすることができる。

申し出た割合	金額
百分の八十、百分の七十八又は百分の七十五	基準収入金額に百分の七十、百分の六十又は百分の五十を乗じて得た金額
百分の七十	基準収入金額に百分の六十又は

百分の六十又は百分の五十五	百分の五十を乗じて得た金額 基準収入金額に百分の五十を乗じて得た金額
(農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者の基準) 第七十六条 法第七十六条第一号及び第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一 保険期間の開始の日の属する年の前年及び保険期間に係る青色申告書を提出し、かつ、これらの期間において、所得税法第六十七条の規定の適用を受けていないこと。 二・三 (略) (保険関係の成立についての申込み) 第七十九条 保険資格者は、法第七十七条第一項の規定による申込みをするときは、保険期間の開始前で事業規程で定める日までに、申込書に次に掲げる書類(第四号に掲げる書類にあつては、青色申告書を提出する期間が保険期間の開始の日の属する年の前年のみである者に限る。)を添付して全国連合会に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる書類のうち保険期間の開始の日の属する年の前年のものにあつては確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。 一 過去における農業収入金額(保険期間の開始の日の属する年の前年における農業収入金額を含む。)に関する書類 二・三 (略) 四 保険資格者の青色申告の承認の通知(所得税法第四十六条又は法人税法第二百二十四条の規定に基づき税務署長が承認の処分をする旨を通知する書面をいう。)の写し 2/4 (略) (基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間) 第八十三条 法第七十九条第三項の農林水産省令で定める期間は、次のとおりとする。 一 個人にあつては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの	

百分の六十	百分の五十を乗じて得た金額 基準収入金額に百分の五十を乗じて得た金額
(農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者の基準) 第七十六条 法第七十六条第一号及び第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一 申込日の属する年(法人にあつては、申込日の属する事業年度。以下同じ。)及び保険期間に係る青色申告書を提出し、かつ、これらの期間において、所得税法第六十七条の規定の適用を受けていないこと。 二・三 (略) (保険関係の成立についての申込み) 第七十九条 保険資格者は、法第七十七条第一項の規定による申込みをするときは、保険期間の開始前で事業規程で定める日までに、申込書に次に掲げる書類を添付して全国連合会に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる書類のうち申込日の属する年のものにあつては確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。 一 過去における農業収入金額(申込日の属する年における農業収入金額を含む。)に関する書類 二・三 (略) (新設) 2/4 (略) (基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間) 第八十三条 法第七十九条第三項の農林水産省令で定める期間は、次のとおりとする。 一 個人にあつては、申込日の属する年までの五年間(申込日の属	

期間	割合	五年間（保険期間の開始の日の属する年の前年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあつては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの当該期間） 二 法人にあつては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間（保険期間の開始の日の属する年の前年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあつては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの当該期間） 2 （略） （基準収入金額の設定方法） 第百八十四条 全国連合会は、法第七十九条第三項の規定により基準収入金額を定める場合は、農林水産大臣が定める準則に従い、保険資格者の前条第一項に規定する期間における農業収入金額の平均額（青色申告書を提出した期間が保険期間の開始の日の属する年の前年のみであるときは、当該前年における農業収入金額。次項及び第三項において同じ。）に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。 2 4 （略） 5 前条第一項に規定する期間のいずれかの年（法人にあつては、事業年度。以下この項において同じ。）において風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害により保険資格者の対象農産物等が甚大な被害を受けた場合には、第一項の準則に従い、当該年における農業収入金額に一定の調整を加えて得た金額を当該年における第一項の農業収入金額とすることができる。 （基準補填金額） 第百九十二条 法第百八十二条第三項第二号の農林水産省令で定める割合は、百分の十又は百分の五のうち保険資格者が申し出た割合とする。ただし、当該割合に第百七十五条第四項の規定により申し出た割合を加えて得た割合が、次の表の上欄に掲げる保険資格者の青色申告書を提出する期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合を超えてはならない。

（新設）	（新設）	する年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあつては、申込日の属する年までの当該期間） 二 法人にあつては、申込日の属する年までの五年間（申込日の属する年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあつては、申込日の属する年までの当該期間） 2 （略） （基準収入金額の設定方法） 第百八十四条 全国連合会は、法第七十九条第三項の規定により基準収入金額を定める場合は、農林水産大臣が定める準則に従い、保険資格者の前条第一項に規定する期間における農業収入金額の平均額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。 2 4 （略） （基準補填金額） 第百九十二条 法第百八十二条第三項第二号の農林水産省令で定める割合は、百分の十又は百分の五のうち保険資格者が申し出た割合とする。

一年間	二年間	三年間	四年間	五年間
百分の七十五	百分の八十	百分の八十五	百分の八十八	百分の九十

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の規定（第二十九条第四項の規定を除く。）は、令和六年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。